

BELS 評価料金規程

一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「BELS 評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター(以下「当機関」という。)が実施する BELS 評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 評価料金は別表に掲げる額とする。

(評価料金の支払期日)

第3条 申請者が納付する支払い期日は、「BELS 評価業務約款」(以下「約款」という。)第4条に定める期日とする。

(評価料金の支払い方法)

第4条 申請者は別表に定める料金を約款第5条の定める方法により納入する。

(料金の返還)

第5条 収納した料金は返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により評価業務が実施できなかった場合は、この限りでない。

(評価料金を減額するための要件)

第6条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が一定期間内に見込める場合等で、評価が効率的に実施できると当機関が判断したとき。

(評価料金を増額するための要件)

第7条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

(1) 別表に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価ができないと当機関が判断したとき。

(附則)

この規程は令和2年7月20日より施行する。

(附則)

この規程は令和5年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は令和7年4月1日より施行する。

(別表)

BELS 評価料金

単位：(円) 税込み

一戸建ての住宅	単独評価		38,000
	併願評価	外皮計算を行っている場合（※1）	13,000
		一次エネルギー計算を行っている場合（※2）	9,000

※1 設計性能評価の 5-1、長期優良住宅認定技術的審査、登録建築物エネルギー消費性能判定等、当機関にて外皮計算の審査を行っている場合

※2 設計性能評価の 5-2 の審査等、当機関にて一次エネルギー消費量計算を行っている場合

※3 併願申請の料金は、外皮計算及び一次エネルギー消費量計算が他の制度と同じ内容の検討方法による場合に限り、（申請内容が異なる場合は単独申請と同料金とします。）

※4 計画変更の料金は上表の 2 分の 1 とします。

※5 評価書の再発行の料金は、一通につき 2,000 円（税込み）とします。

※6 申請者の誤記による評価書の修正発行は、5,000 円（税込み）とします。

※7 BELS の表示用プレート及びシールは別途料金が発生します。